

学校名 立川市立立川第七中学校
立七中発第99号
平成30年3月8日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第七中学校
校長名 大神田 佳明 印



平成30年度 教育課程について (届)

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

明るく希望にみちて、美しい平和な国際社会をめざし、未来を拓く人間を育成する

- ◎深く考え、すすんで学ぶ
- 温かく思いやり、正しく行う
- たくましく鍛え、みずから創る

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○校長のリーダーシップの下、教職員の協力体制による組織的な教育活動を展開し、使命感・熱意・誇りをもって教育目標の具現化を図るとともに、教員の働き方改革を進め、持続可能な学校運営体制の構築や環境整備を行い、教育の質の向上を図る。

○義務教育9年間を見通し、小中連携教育活動を充実させ、生徒の「自立」を目指したネットワーク型の学校経営システムを取り入れた教育活動を展開する。

○次期学習指導要領の円滑な実施に向けて、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、各教科等の横断的な学習の充実を図るとともに、人的・物的資源の環境整備を図る。

ア 人権尊重の精神を基盤として、自他の生命を尊重し、互いに思いやり励まし合う心を育み、他者との温かい関係を大切にできる生徒を育てる。

- ① 全職教職員が人権尊重の理念を十分に理解し、全教育活動を通して人権教育に組織的に取り組み、生徒の人権を守り大切にするとともに、人権を大切にできる生徒の育成を図る。
- ② 道徳授業を要として、全ての教育活動を通して道徳教育の推進を図り、自尊感情や自己肯定感の伸長、他者を思いやる心と規範意識や態度の育成に努める。
- ③ 教育相談委員会を中心に、スクールカウンセラー、家庭と子供の支援員、立川学校支援員、SSW等を活用した教育相談機能の充実を図り、学校不適応生徒及び不登校生徒の解消に努める。また、特別な支援が必要な生徒の共通理解を図り、支援体制の充実に努める。

イ 生徒が自ら望ましい自己実現ができるよう、「生きる力」の基盤となる「確かな学力」の獲得と向上を図る教育を推進して、生涯学習の基礎づくりを推進する。

- ① 基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を意図的、計画的に行い「考える力」を育成する。さらに、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善を図る。
- ② 小・中及び家庭連携を充実させて、基礎的・基本的な学力の向上や学習意欲の向上を図る。
- ③ 習熟度別指導や少人数指導など指導体制や指導方法を工夫するとともに、生徒の学習に対する意欲を高め「分かった」「できた」と達成感や満足感のある授業を目指す。
- ④ 教員の研修を充実させ ICT 機器等の活用及び授業公開を推進し授業改善に取り組む。

ウ 生徒の個性を尊重しながら、主体的に自ら学校を創造していくことに自信と誇りもたせ、自己実現を図っていくための資質を身に付けさせる。さらに、オリンピック・パラリンピック教育に向けて多様な学習機会を創出し、運動能力の向上を図る取組の充実を強化する。

- ① 全教職員の指導体制のもと、学習の場にふさわしい授業規律と学校環境を定着させるとともに、社会性の育成やいじめを許さない学校づくりを推進する。
- ② 学校公開日や保護者会、ホームページ、各種便りを利用して、学校・家庭・地域、校区小学校との相互理解や連携・協働体制を構築し、三位一体で生徒の健全育成を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ① 全国学力・学習状況調査や児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果を踏まえて、適切に授業改善推進プランを見直し、生徒の実態に応じた年間指導計画及び週ごとの指導計画を作成し、ICT機器等の活用を含めた教材・教具を工夫する。また、体験的な学習や問題解決型学習を取り入れる等、知識の理解の質を高め資質・能力を育む主体的・対話的で深い学びの実現に向け、(改訂版)「立川スタンダード20」や「立川スタンダード20～体育・保健体育編」を活用した授業改善に努め、「分かる授業」「考える授業」を展開して生徒の学力向上を図る。
- ② 学力向上を主眼とした小中連携教育活動の一環として、小中連携外国語活動の他に出席授業を実施するとともに、教科分科会を中心とした小中の教員の交流を深化させることを通して相互に学び、学力向上に向けた小中の滑らかな接続を実現させる。
- ③ 思考力・表現力・判断力等の育成を図るために、記録・説明・論述・討論等の言語活動や課題発見・課題解決の学習を充実させ言語環境の整備を図る。
- ④ 「家庭学習推進リーフレット」の活用や生徒理解に基づく個に応じた指導を工夫して家庭での学習習慣を定着させ、基礎的・基本的な知識・理解の向上を図る。
- ⑤ 数学での習熟度別指導や英語での少人数指導、観点別評価の工夫・改善等の指導方法の工夫改善により、生徒一人一人に繰り返し学習や発展的な学習等のきめ細かな指導を行い、自ら学び考える意欲と資質を育てる。
- ⑥ 食育担当及び保健体育科を中心に、各教科・領域の関連項目で食生活と生活習慣の改善を図るとともに、東京都統一体力テストの結果を活かして、体力向上推進月間を中心に課題のある項目を集中的に強化していく。特に、一校一取組運動として、「コオーディネーショントレーニング(補強運動)」を充実させる。また、保健委員会を中心に生活習慣の改善に取り組んでいく。
- ⑦ 英語においては、挨拶や自己紹介・日本文化の紹介等、異文化交流を図りコミュニケーション能力を高めるためにALTの活用、ペア学習等を積極的に進めていく。

イ 道徳

- ① 道徳教育推進教師を中心に全体計画・年間指導計画を見直し、「東京都道徳教育教材集」及び「私たちの道徳(文部科学省)」等を積極的に活用し、道徳授業地区公開講座の意見交換会等の工夫・改善を図り、内容の充実を図る。
- ② 人権尊重の精神を基盤として、道徳の時間を要とした全ての教育活動を通して、命の授業等の体験的な学習を取り入れ、道徳的実践力を高める。
- ③ 「特別の教科・道徳」の主旨を踏まえて、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う「考える道徳」・「議論する道徳」の授業を展開し、生徒が主体的に思いやりをもって社会に貢献しようとする意識や態度を育成する。

ウ 総合的な学習の時間

- ① 生徒の発達段階に応じた体験的な学習やキャリア教育・ボランティア活動を盛り込んだ3年間を見通した計画を作成・実施し、自己理解を深め、社会貢献意識を高め、社会性や協調性を育てる。
- ② 各教科で学んだことや地域や生徒の実態を踏まえ、国際理解教育を含めた体験的活動の基礎知識を養うために外部講師による講演会等を実施する。また、西砂川地区の特徴である「農業」についての体験活動を、立川市民科として小中で連携して実施する。
- ③ 横断的・総合的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え判断

しよりよく問題を解決していく探求的な見方・考え方を育成し、主体的に行動し生きる力を育てる。

エ 特別活動

- ① 学校行事や集団行動、委員会・部活動等を通して、集団の中での自らの役割と責任を自覚させ、成就感や帰属感、自己の存在価値等を体得させる。
- ② 話し合い活動を中心とした生徒会活動の自治能力の向上を図り、ボランティア活動、地域貢献活動を通して、自主的・実践的な態度や豊かな人間性を育む。

(2) 特色ある教育活動

- ア 朝の帯時間(とちの葉タイム)及び新聞投稿(投稿チャレンジ)を活用し、また、生徒会・委員会・学年・学級等、様々な場面で「新聞作り」を推進して、社会に目を向ける姿勢や読解力・思考力・判断力・表現力等の育成に努める。
- イ 開かれた学校として、学校支援コーディネーターを中心とした地域人材を活用した農業体験や講演会(セーフティ教室・道徳授業地区公開講座・いじめ防止授業・命の授業、救急救命講習等)、土曜学校公開日、小中連携等を通して、家庭や地域との連携・協働を深め、学校教育の充実を図る。
- ウ オリピック・パラリンピック教育の推進に向け、スポーツ選手等の講師を招聘して講演会を開催し、スポーツに対する関心を深めるとともに、実践による健康増進に向けた取組の充実を図る。
- エ 全ての生徒が集中して授業が受けられるように特別支援教育の視点を活用した教室等の環境整備に取り組むとともに、特別支援教育に関わる関係機関との連携を図る。
- オ 立川市民科の授業の一環として、外部講師を招聘した普通救命講習等、社会貢献に繋がる活動を実施し、より良い社会を創る資質・能力を育成する。
- カ 小中連携教育を充実させ、生徒会主催の学校説明会や夏季休業中における部活動体験、中学生による小学生の学習補助ボランティア等の児童・生徒交流及び小・中教員による年2回の合同研修会を実施し、9年間を見通した学習活動の充実を図る。

(3) 生活指導

- ア 生徒の実態を把握し、組織的な指導体制を構築しつつ、学校支援コーディネーター支援員を活用した個別の課題にも応じることのできる生活指導の充実を図る。
- イ 生徒の健全育成を目指し、日頃から生徒理解と良好な人間関係の構築に努め、問題行動の未然防止・早期発見・解決を図る。防災ノート「東京防災」等を活用した防災訓練等に取り組み、防災意識の向上を図るとともに、SNSルールの作成により、情報モラル教育を向上させ、被害防止や非行防止教育の充実を図る。
- ウ 「いじめ防止対策基本方針」に則り、いじめに対する組織的・継続的な対応を一層強化するとともに、いじめアンケート等で常に実態把握を行い、いじめを許さない学校づくりに努める。また、教育相談委員会を中心にSSW等の外部人材や個別適応計画書等の活用、ケース会議やサポート会議も視野に入れ、不登校生徒の解消に努める。
- エ 校内研修で「特別支援教育」「食育教育(アレルギー問題を含む)」「防災教育」等を取り上げ、全職員が特別支援教育や学校危機管理に対する意識を高めるとともに、服務事故防止研修等の研修の充実により教育公務員としての自覚を高め、体罰や不適切な指導を根絶して生徒の人権を守り大切にする生活指導を展開する。
- オ 安全教育プログラム等を用いてセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施し、系統的・計画的に教育課程に位置付け、非行防止及び犯罪被害防止教育の一層の充実のために実施内容の工夫や講師の選定などにおいて関係機関と協力・連携を図りながら実施する。

(4) 進路指導

- ア 個々の生徒の将来の目標設定・達成を図るため、発達段階に応じた3年間を見通した指導計画を系統的に作成し、ガイダンス機能を充実させ、生徒自らが自分の能力・適性を正しく理解し主体的・創造的に取り組む姿を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。
- イ 第1学年より農業体験・職場体験学習等、体験的な学習等を取り入れたキャリア教育を展開し、正しい勤労観や職業観をもって主体的に進路選択をする能力・態度を育成する。